

会 議 名 (審 議 会 等 名)	川西市介護保険運営協議会		
事 務 局 (担 当 課)	健康福祉部 いきいき長寿室 内線(2671)		
開催日時	17年12月20日(火)13時30分~15時50分		
開催場所	保健センター2階健康教育室		
出席者	委 員	峯本 佳世子 廣岡 勤 森上 淑美 小西 与う子 東元 宣嘉 山口 道子	
	その他		
	事務局	健康福祉部長 福祉推進室長 いきいき長寿室長 乾参事 宮代主幹 池田主査	
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可・不可・一部不可	傍聴人数	0 人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 開会 2 協議事項 (1) 第3期介護保険事業計画(素案)について (2) 地域密着型サービス運営委員会及び地域包括支援センター運営協議会について (3) 保険料設定の考え方について 3 その他 4 閉会		
会議結果	別紙のとおり		

平成17年度第3回川西市介護保険運営協議会

全委員出席
会長挨拶

協議事項

(1)第3期介護保険事業計画の素案について
事務局から説明

会 長：ただいまの説明につきましてご意見、質問等はありませんか？

委 員：特定高齢者と一般高齢者の区別は何か？

事務局：一般高齢者は元気な人、特定高齢者は要介護高齢者になる可能性の高い人のことです。

委 員：把握方法は、自立判定の人だけか
自立判定以外にも保健師・在介・民生委員からの報告などで把握します。

委 員：基本検診との絡みは？

事務局：チェックリストを用いて補足的に行うことを考えているが、詳細は不明

委 員：チェックシートからの発見が難しい。基本検診を通年行うことを考えている。民生委員等からの連絡による把握も重要。

事務局：他市で行なったモデル事業でも対象者が集まらない現実がある。啓発が必要である。

委 員：誰が行なうのか？地域支援センターの職員がするのか？

事務局：地域包括支援センターの職員その他、介護予防の保健師、保健センターの保健師及び基本検診にチェック表の追加で、情報提供を行なう。

委 員：現在の基本検診からの掘り起こしは難しい。チェックの方法等検討が必要。

事務局：平成18年からチェックシートの追加がある予定。

委 員：地域支援事業に乗れない人への方策はあるのか

事務局：基本的には地域での虚弱高齢者への予防プラン等の中での掘り起こし、民生委員の協力などでカバーできると考える。各関係機関との協議も必要。

委 員：認定審査会で新方法で6例実施したが、自立は給付受けられないがその人が介護予防につながるのか

事務局：別のサービスにつながる。

事務局：要介護と特定高齢者の間で動く人が出てくる。そのためにどちらも保健師がプランを作る。

委 員：予防のお金も把握も含めて、介護保険のお金でまかなうのか？
介護保険料のアップが心配。

事務局：P247に地域支援事業が出ている。これが予防分。介護予防の成果が介護給付費全体を抑えるためのもののご理解いただきたい。

委 員：通所の数値が訪問介護の数値と比べて低くなっているのは政策的なものがあるのか？

事務局：居宅のサービス量は施設サービスの増減等により変わってくる。

委 員：P206の、予防給付は、要支援1,2の人であるのに訪問入浴や訪問看護が入っているのはおかしい

事務局：たしかに予防的な事業ではないが、サービスとしてあり、要支援、要介護1での実績で推計しているため、訪問看護については見込量が若干出しているものである。

委 員：特定疾病の範囲が広がるのか

事務局：がんが加わる見込みであり、末期がんが対象になる。

主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

委 員：口腔ケアなどのサービスについて事業者の参入及び事業の展開は可能か
行政は事業者の動向等を把握しているのか

委 員：パワーリハビリでも効果があるという意見とあまり効果がないという意見があり事業者としては様子眺めの状況である。

委 員：予防給付では機械の使用の有無による給付でのしぼりがあるのか？
器具は必置なのか？

委 員：国から詳細は出ていない。

事務局：給付では加算方式の評価を行う方向である。国から明確な基準を出すことにより事業者も準備ができると考える。サービスは4月から始まるため、急ぐ必要がある。

委 員：ボランティア活動についてどう位置づけるのか？

事務局：介護サービスの給付には、直接には関連しない。NPO法人が事業者としてサービスに関わることはあるが、ボランティアが直接関わることはない。ただし、地域での支え合い等の参加はある。

委 員：新予防給付についてインフォーマルな活動が出てくる。サービスについても1回に月いくらではなく、月単位に変わり何回行っても同じになるなど一般の人には分かりにくいので、パンフ等啓発が必要となる。

会 長：PRの機会を増やし、自分たちの街の介護保険を具体的に示せたら良いと思う。

委 員：予防給付と判定された場合、運動等を受けたくない人をどう導くか？

事務局：現状でも7割の利用率であり、特に軽度の人を受けない傾向がある。4月からもプランを作る段階で希望しない人も出てくるのが想定される。強制はできないがどうやって啓発していくか、大きな課題である。

委 員：それをどこが担うのか明確にしなければならない。地域包括支援センター、在介、民生委員等を含めたシステム作り、各機関の連携が必要。

事務局：P227にあるように、地域包括支援センター、在宅介護支援センターが中心になる。

委 員：P247の審査支払手数料とは？

事務局：県の国保連合会が行う給付請求事務に対して支払う、手数料です。

委 員：認定審査に係る費用、審査会や調査の分がでていないがこれは介護保険料の算定には関係ないのか

事務局：別立てになります。一般会計からの繰入を財源とするもので、保険料への影響はないものです。

委 員：P157について、介護に直接結びつく病気、死亡に係る病気等を出すと興味あるものになると思う。

P158以下のアンケート結果でこれらを選んだ理由はあるのか

事務局：受診状況は高齢者保健福祉計画でのデータであり、介護とは直接結びつかない。

委 員：介護状態になりやすい人、なりにくい人の調査があればおもしろい。

会 長：たくさんのご意見をいただきましたが、これらを活かしながら事務局で計画書を修正等するというところでお願いします。

協議事項

(2)地域密着型サービス運営委員会及び地域包括支援センター運営協議会について

事務局から説明

2つの会を別々に設置するのではなく、本会自体を人的に強化して兼務する。具体的には委員のうち学識経験者を2名追加して6名から8名に増員する。条例の改正が必要。

主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

会 長：ただいまの事務局からの説明についてご意見・質問はありますか？
（意見等なし）

会 長：それでは、協議事項2につきましては、本会の学識経験者を2名追加し、2つの会を兼務するという事に決定します。人選については事務局でお願いします。

協議事項

(3)保険料設定の考え方について 事務局からの説明

会 長：ただいまの説明につきましてご意見、質問等はありませんか？

委 員：パターン で第1段階の人は月額いくらになるのか？

事務局：基準額の半額で1,878円になります。ただし今後決定される介護報酬は若干下がると思われます。また、条例で示す場合は端数は、丸まる方向です。

委 員：安い方がよいが、どんなことが起こるか分からないので、 で妥当と思う。

事務局：第2期においても基金を半額取り崩した。保険料自体は阪神間では安い方である。

委 員：被保険者の応分の負担が必要、利用者も10月から自己負担の増加があり、事業者も負担している。健全運営のためにはある程度の負担がいると考える。

委 員：10月からの施設費のアップについてはどんな影響があるか

事務局：高額介護費の変更、特定施設費の新設により、第2段階以下は今までよりも自己負担が低くなっている。第3段階以上は1.5～2万円の増である。

委 員：施設の中で扶養家族になっている人に負担が大きくなっている。世帯分離をする人が増えている。本来は自己負担できる人は負担せねばならないが、親子間で扶養から外すという風潮についておかしいのではないかと思う。

事務局：介護保険が始まって、必ずしも特養に住所を移すことではなくなった実態があったが、それが住所は住んでいるところに置くという本来の形に戻ったともいえる。

事務局：介護保険料自体、本来は、収入が多くてもそれに応じて高齢者から多くの負担を求める制度ではない。段階についてもこれ以上の段階を作ることとは考えていない。

会 長：それでは、他に意見もないようですので、協議事項3については、第3期の介護保険料を設定するに当たり、7段階にし、基金の取り崩しは、2/3程度ということで決めたいと思います。

その他について

会 長：それでは次にその他に移ります。委員の皆様、何かございましたらお願いします。

委 員：P216にもある成年後見制度への要望ですが、独居の方で周囲の人では、対応しきれない場合がある。行政に制度の周知等推進してほしい。

主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

高齢者等が安心して暮らせるための制度として活用できるようにしてほしい。

委員：防災の視点から、介護との関わりはどうなっているのか

事務局：防災計画の中で独居高齢者、障害者等について個人情報保護との絡みの中で緊急時の対応等ができるようにしていきたい。

会長：それでは、他に意見もないようですので事務局から次回に開催日についてお願いします。

事務局：次回の開催予定につきましては来年の2月下旬頃に「事業計画書の最終案」についてご議論いただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。なお日程の調整は事務局でいたします。

会長：以上で、会議を終了いたします。

以上

主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。